

様式第四号（第十四条関係）

（表面）

<p>注意</p> <ol style="list-style-type: none">1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	<p>指定法人検査証</p> <p>（身体障害者補助犬法第十九条関係）</p>
--	---

（裏面）

<p>第 号 平成 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">厚生労働大臣 印</div> <p>職 名 氏 名</p>	<p>身体障害者補助犬法（抜粋） （報告の徴収等）</p> <p>第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--	---

備考 この用紙はA列七番とし厚紙を用い、中央の点線のところで二つ折りすること。